

パブリックコメント募集内容

「会津若松市消防団条例（案）」へのご意見を募集します ～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

地域の安全・安心のために重要な役割を果たす消防団ですが、近年、少子化に伴う人口減少や高齢化の影響により、本市においても団員数は年々減少の一途をたどり、消防団員の確保が困難な状況になっています。

そのため、消防団員の負担軽減を図るため、特定の任務のみを行う機能別団員制度の拡充や団員の労苦に報いるための処遇改善策等を講じていくことが求められております。

このようなことから、「会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会報告書（令和4年3月策定）」に基づき、市は本市消防団と協議を行い、今般、消防団員の定員等についての見直し案がまとまったことから、市消防団に関する条例の改正に向けて、広くご意見（パブリックコメント）を募集いたします。皆様のご意見をお寄せください。

■ 公表・意見募集期間

令和5年12月20日（水）～ 令和6年1月19日（金）※最終日午後5時必着

■ 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する方が意見を提出することができます。

- ① 市の区域内に住所を有する方
- ② 市の区域内に通勤、通学する方
- ③ 市の区域内で活動する個人または団体

■ 意見の提出方法

- ・ 所定の様式（閲覧場所に設置又はホームページ掲載の様式をダウンロード）を使用するか、任意の様式に氏名、年齢、性別、電話番号等（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を記入し、危機管理課まで直接持参するか、電子メール、ファクス、郵送により危機管理課まで提出してください。
 - ・ 住所または所在地が会津若松市以外の方は、上記の②または③のうちで該当する区分と、学校名、法人名など所属する団体名を明記してください。
- ※ 意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ※ 匿名や電話での意見の提出は受付できません。
- ※ 提出していただいた書面はお返ししません。
- ※ 個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はいたしませんのでご了承願います。
- ※ お寄せいただいたご意見については公表しますが、氏名などの個人情報公表されることはありません。

■ 意見の提出先

- ・ 持 参 市役所追手町第二庁舎 1階 危機管理課
(土・日曜日、祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く、
午前8時30分から午後5時まで)
- ・ 電子メール bosaianzen@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
- ・ ファクス 0242-26-6435 (危機管理課直通)
- ・ 郵 送 〒965-8601 東栄町3番46号 危機管理課 宛

■ 閲覧場所

素案の内容は、会津若松市ホームページに掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

※会津若松市ホームページ <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	危機管理課(追手町第二庁舎 1階)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く)
2	市政情報コーナー(追手町第二庁舎 2階)	//
3	湊市民センター	//
4	大戸市民センター	//
5	北市民センター	//
6	南市民センター	//
7	一箕市民センター	//
8	東市民センター	//
9	北会津支所(まちづくり推進課)	//
10	河東支所(まちづくり推進課)	//
11	生涯学習総合センター(會津稽古堂)	毎日 午前9時～午後5時(休館日を除く)

※ 本件に関するお問い合わせは、危機管理課(下記)までお願いします。

【お問い合わせ先】

会津若松市役所 危機管理課

電話：0242-39-1227(直通)